平成２６年（フ）第１４号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田20番地44
コーポひまわり201号
債務者　高島　環奈
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４０号
群馬県太田市大原町2177番地140　サンハイツ205号、前住所群馬県みどり市笠懸町鹿4525番地
債務者　小内めぐみ（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第５９号
群馬県高崎市西横手町459番地43　山田ハイツ103号
債務者　中野　文隆
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第９３号
埼玉県所沢市中新井１丁目843番地の１　タカノハイツ103、前住所埼玉県所沢市中新井１丁目122番地の４
債務者　荒平　　博
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０５号
埼玉県坂戸市山田町３番17号　ジオックスＣ102号室
債務者　後藤　大寛
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２５号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1670番地10
債務者　大嶋　　洋
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３３号
埼玉県所沢市御幸町５番１―306号　ルイ・シャトレ所沢
債務者　林　亜矢子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４９号
埼玉県狭山市つつじ野１番９―102号
債務者　本木　麗香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８０号
静岡県沼津市戸田3932番地の１
債務者　小山　善信
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白803
債務者　福田　真澄
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
香川県高松市国分寺町柏原1066番地６
債務者　藤田己記夫
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１号
北海道滝川市泉町１丁目１番12号　光コーポＡ201号室
債務者　三野　文恵（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第７号
北海道苫小牧市双葉町２丁目４番４号　レインボーハウスクレシア103
債務者　早坂　　進
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８８号
岩手県滝沢市穴口453番地37
債務者　小沢　栄治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８号
新潟県新発田市下小中山72番地４
債務者　大沼　　優
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２１号
新潟県村上市坂町623番地563
債務者　齋藤　有紀
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１６号
和歌山市三沢町２丁目12番地の３　三沢第８団地207号
債務者　栗須　美香（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係